

食安輸発第0814001号
平成20年8月14日

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

スウェーデンから輸入される食肉等の取扱いについて

BSE発生国等から輸入される牛肉等については、平成13年2月15日付け食監発第18号により取り扱っているところです。

先般倉庫業者から、動物検疫所東京出張所に対して、スウェーデンから輸出され東京港に到着した検疫検査前の豚骨の貨物コンテナに、発注していない牛肉（ひれ肉）等が2箱含まれていた旨、連絡があったとの情報を得ました。

このため、スウェーデンから輸入される食肉等の衛生証明書において、下記のいずれかの施設の記載がある貨物については、別途通知するまでは輸入手続きを保留するようお願いいたします。

記

処理施設： 8 1 SCAN AB
倉庫施設： 4 5 2 SKARA FRYS AB

スウェーデン産の牛肉の混載事例について

- 1 8月11日、東京港の倉庫業者から、動物検疫所東京出張所に対して、同港に到着した貨物コンテナ（2402箱：約24トン）に、発注していない（衛生証明書に記載のない）豚肉（もも肉）及び牛肉（ひれ肉）が1箱ずつ含まれていたとの連絡があった。

（貨物の概要）

処理施設：スウェーデン SCAN AB社スカーラ工場

倉庫施設：スウェーデン SKARA FRYS社

輸入業者：アグリトレード社

品 目：① 発注した品目

豚骨2400箱（約24トン）

② 発注していない品目

豚肉（もも肉）1箱（約8kg）

牛肉（ひれ肉）1箱（約8kg）

※：欧州地域におけるBSEの発生に伴い、平成13年1月1日からスウェーデンからの牛肉等の輸入は停止中。

- 2 8月12日、動物検疫所において、当該2箱を確認し、輸入業者に対し、全箱を開梱し現物確認するよう指示し、現在確認作業を進めているところである。
- 3 現在、スウェーデンからの牛肉の輸入は認められておらず、また、この2品目はスウェーデン政府発行の衛生証明書に記載が無いことから、一旦、当該処理施設及び倉庫施設からの貨物の輸入手続を保留するとともに、農林水産省からスウェーデン政府に調査を要請した。

なお、スウェーデンは、過去1件のBSE事例の報告（2006年、1994年生まれの牛）はあるが、本年5月にOIE（国際獣疫事務局）により、「無視できるBSEリスク」の国の認定を受けている。

【問い合わせ先】

連絡先：農林水産省消費・安全局
動物衛生課

代表：03-3502-8111（内線4581）

直通：3502-5994

担当：川本

当資料の農林水産省ホームページ掲載先URL
<http://www.maff.go.jp/j/press/index.html>